

条例に盛り込む内容について（案）

1 目的

- (1) 犯罪被害者等支援について、基本理念を定める。
- (2) 県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにする。
- (3) 犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、同支援を総合的かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等の受けた被害の回復及び軽減並びに生活の再建を図る。
- (4) 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

2 定義

- (1) 犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）
- (2) 犯罪被害者等（犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族）
- (3) 犯罪被害者等支援（犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組み）
- (4) 二次的被害（犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の無理解や心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害）
- (5) 民間支援団体（犯罪被害者等支援を行うことを目的とする民間の団体）

3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進する。
- (2) 犯罪被害者等支援は、被害又は二次的被害の有無等の状況及び原因や、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行う。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行う。

4 県の責務

- (1) 基本理念に則り、国や市町村との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する。
- (2) 犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町村等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図る。
- (3) 市町村が犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

5 県民の責務

- (1) 犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するよう努める。
- (2) 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

6 事業者の責務

- (1) 犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、事業活動を行うに当たっては、二次的被害が生じることのないよう十分配慮するよう努める。
- (2) 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

7 民間支援団体の責務

- (1) 専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するよう努める。
- (2) 県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努める。

8 基本的な施策

- (1) 相談窓口の設置、情報の提供

県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずる。

- (2) 心身に受けた影響からの回復

県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずる。

- (3) 安全の確保

県は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずる。

- (4) 居住の安定

県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずる。

- (5) 雇用の安定

県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する二次的被害の防止等に係る啓発その他の必要な施策を講ずる。

- (6) 経済的負担の軽減

県は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に

関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずる。

(7) 県民理解の促進

県は、県民が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるため、二次的被害の防止等に係る広報啓発その他の必要な施策を講ずる。

(8) 民間支援団体に対する支援

県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な施策を講じる。

(9) 支援に従事する人材の養成

県は、犯罪被害者等支援の充実に図るため、支援を担う人材を養成するために必要な施策を講ずる。

(10) 個人情報の適切な管理

県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理する。また、支援に従事する者も同様とする。

9 支援に関する計画

(1) 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「推進計画」）を定める。

(2) 推進計画に定める事項（①基本方針、② 具体的施策、③ その他必要な事項）

(3) 推進計画の策定に当たっては、県民の意見を反映するために必要な措置を講じ、推進計画を定めたときは遅滞なく公表する。

(4) 推進計画の変更についても上記(3)に準じる。

10 支援推進体制

県は、犯罪被害者等支援に関し、国、市町村、民間支援団体その他の関係する者と相互に連携を図りながら協力するための体制を整備するものとする。

11 財政上の措置

県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努める。